

## 契約書(案)

福井県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項および福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の定めるところにより契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### (契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、「次期情報ハイウェイ(仮称)整備のための基本方針および調達仕様書策定に係る支援業務」(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
- (2) 委託業務の詳細は、別添「次期情報ハイウェイ(仮称)整備のための基本方針および調達仕様書策定に係る支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。なお、仕様書に記載の成果物を以下「成果物」という。
- (3) 契約金額は、金 円  
(うち取引に係る消費税および地方消費税額 円)とする。
- (4) 履行期限 平成23年2月28日(月)
- (5) 履行場所 福井県総合政策部情報政策課

### (契約保証金)

第2条 A 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

B 乙は、甲に契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を納入するものとする。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

### (再委託の禁止)

第4条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による再委託の承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項において、乙は、再委託の承認を求める場合は、再委託先、再委託の理由、再委託する業務の内容、再委託先が取り扱う情報、およびその他再委託先に対する管理方法等を記載した「再委託承認申請書」を提出しなければならない。ただし、再委託先がさらに第三者に業務を委託(以下、「再々委託」という。)する場合には、乙は甲に「再委託および再々委託承認申請書」を提出しなければならない。この場合、再々委託先には、個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報を扱う作業は認めないものとする。

3 乙は、甲に対して再委託先および再々委託先の行為について全責任を負うものとする。

(主任担当者)

第5条 甲および乙は、委託業務の履行に関する連絡および確認を行う主任担当者をあらかじめ定め、相手方に通知するものとする。

- 2 甲および乙は、委託業務の履行に関する連絡および確認を原則として主任担当者を通じて行うものとする。
- 3 甲が正当な理由があると書面で承認した場合を除き、乙は主任担当者を変更してはならない。

(報告の徴収等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

- 2 甲は、必要があるときは、前項の報告内容等を確認するため、甲の職員を立ち入らせて調査することができる。

(実績報告および検査)

第7条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに報告書を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

- 2 甲は、委託業務がこの契約に適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(契約金の支払)

第8条 乙は前条の規定による検査に合格した後、契約金の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に、乙に対して契約金を支払うものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、第1項の支払い期限までに委託料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.3パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(契約の解除および違約金)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 履行期限内に契約を履行しないとき、または履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。

- 2 乙の責に帰すべき事由により前項の規定に基づき甲が契約を解除したときは、乙は、甲に対し委託料の100分の10に相当する額の違約金を支払わねばならない。

(損害賠償請求権)

第10条 乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に対して損害を与えたときは、甲の請求により、その損害を賠償しなければならぬ。

- 2 前項の損害賠償の額は、甲が実際に被った損害額とする。
- 3 天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、甲はこれを請求しない。
- 4 委託業務の履行に関し、第三者に損害が生じたときは、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙は、その損害賠償の責を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について、甲と乙が協議して定める。

(遅延利息)

第11条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、福井県財務規則第180条の規定により未納または未済部分に相当する金額につき、遅延日数に応じ年3.3パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(秘密の保持)

第12条 乙は、契約実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

- 2 前項の守秘義務については、契約終了後および解除後においても同様とする。

(情報セキュリティの確保)

第13条 乙は、委託業務の実施において、別紙 1「受託事業者における情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

- 2 前項の守秘義務については、委託業務終了後および解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第14条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例(平成14年条例第6号)」の適用を受ける。

- 2 乙は、個人情報の取扱いに関し、別紙 2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第16条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

平成22年 月 日

(甲) 福井市大手3丁目17番1号  
福井県知事 西川 一誠

(乙)

## 受託事業者における情報セキュリティに関する事項

### (基本的事項)

第1 乙は、以下の受託事業者における情報セキュリティに関する事項を遵守するとともに、個人情報および業務上知り得た情報について守秘義務を負わなければならない。

### (作業場所の特定)

第2 乙は、委託業務の実施に当たり、作業場所を特定し、情報の紛失や外部への漏えいを防止できる環境で行わなければならない。また、特定した場所以外への情報の無断持ち出しおよび外部送信を行ってはならない。

2 個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報(以下、「機密情報」という。)を取り扱う場合、作業場所は甲が指定した甲の施設内で行うものとする。

ただし、作業の特性上、乙の施設内で作業を行わなければならない場合は、作業場所・作業に使用する機器・作業責任者および作業場所までの機密情報の搬送方法をあらかじめ甲に提出し承認を得なければならない。

### (甲の施設内での作業時における事項)

第3 乙が甲の施設内で勤務を行う時は、「福井県情報セキュリティポリシー基本方針」(平成21年4月1日改正)第2条(11)に規定する情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 第2で規定する機密情報を取り扱う作業を行う場合、乙が使用する端末および記録媒体等は、甲が貸与するものとし、乙はこれらを持ち込んで서는ならない。

ただし、乙が事前申請し甲が承認したものについてはこの限りではない。

3 乙は、甲の施設内で作業を行う場合、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 乙は、作業者および作業範囲等を明らかにした作業報告書を提出しなければならない。

(2) 乙は、作業時に名札等を着用し、身分を明確に提示しなければならない。

(3) 乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合にはこれを提示しなければならない。

(4) その他、甲から指示がある場合はこれに従わなければならない。

### (緊急時対応)

第4 乙は、情報漏えい、滅失その他委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、緊急時報告の手順を定めるとともに、緊急時の担当者の連絡先を提出しなければならない。

### (作業者IDおよびパスワード)

第5 乙は、次の各号に掲げる事項に留意して作業者IDおよびパスワードを取り扱わなければならない

い。

- (1) 作業者IDおよびパスワードを他の者に使用されないよう、厳重に管理すること。
- (2) 作業者IDによるアクセスは必要最小限とすること。

(目的外使用の禁止)

第6 乙は、甲から提供された委託業務にかかる資料、情報および情報資産(以下、「関係資料」という。)を委託業務遂行以外の目的に使用してはならない。

(複写および複製の禁止)

第7 乙は、関係資料を甲の承認なく複写および複製してはならない。

(情報資産の返還)

第8 乙は、委託終了後、関係資料を返還しなければならない。

(情報資産の廃棄)

第9 乙は、第8に基づき甲に返還する関係資料および成果物以外の関係資料については、委託業務終了後速やかに廃棄を行わなければならない。

2 前項の廃棄を行う場合、乙は情報の復元ができないよう完全に消去するなど適切に処理しなければならない。

(実地調査および指示等)

第10 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業場所の実地調査を含む乙の作業状況の調査および乙に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から作業状況調査の実施要求または委託業務実施に係る指示があった場合は、これらの要求または指示に従わなければならない。

(再委託先への適用)

第11 この「受託事業者における情報セキュリティに関する事項」は、契約書第4条の規定により承認された再委託先にも適用するものとする。

2 再委託先における情報セキュリティに関する責任は乙が負うものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

### (個人情報保護のための措置)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その事務に従事する者に対する監督その他の個人情報の保護のための措置を講じなければならない。

### (収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

### (利用および提供の制限)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

### (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

### (資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、引き渡し、または廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (調査の実施)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時調査を実施することができる。

### (事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。